**平成２１年（フ）第７４５５号**
大阪市此花区梅香２丁目４番６号
債務者　田原　吉明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４６３号**
大阪府茨木市上穂東町２番33号
債務者　柳　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４６４号**
大阪府茨木市上穂東町２番33号
債務者　柳　惠美子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４６８号**
大阪府吹田市青山台２丁目７番Ａ１―410号
債務者　玉田　和子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５１８号**
大阪市城東区野江１丁目１番23号　さくらマンション32号
債務者　山村　千代
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５４１号**
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　坂口　剛助
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５４７号**
大阪府茨木市鮎川２丁目28番５号
債務者　南野　武史
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５７９号**
大阪市西成区山王３丁目16番４号　シャルムマキ602
債務者　杉山リツ子（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５８１号**
大阪市東住吉区北田辺３丁目５番22号　クレール北田辺102号
債務者　長富秋海こと　李　　秋海
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５８６号**
大阪府八尾市竹渕１丁目223番地の４　プランメゾン八尾Ⅱ番館305号
債務者　山本衛子こと　禹　　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５９２号**
大阪府吹田市泉町４丁目38番４号
債務者　中野　康子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７６０１号**
大阪府豊中市春日町３丁目９番17号
債務者　亀村　義則
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７６０４号**
大阪府東大阪市加納７丁目23番３―1007号　３―1007
債務者　上江洲ひろみ（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７５２号**
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地の20―４―204号
債務者　辻　めぐみ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第７９７号**
大阪府岸和田市荒木町１丁目26番28号
債務者　オートサービス森永こと　森永　幸治
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第８３１号**
大阪府岸和田市池尻町73番地グリーンコーポ川中206号、住民票上の住所名古屋市千種区猫洞通３丁目10番地
債務者　洋菓子マロンこと　盛合金一郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第８３９号**
大阪府岸和田市下野町３丁目１番11号
債務者　豫城　雄志
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係